

喜界町農業後継者育成事業募集要領

1. 目的

本事業では、農業経営を行う際に必要な基礎的な農業技術及び知識を習得するための研修を行い、研修修了後には「認定新規就農者」として喜界町の中核的農家を担う人材を育成し、町の発展に貢献できる人材育成を目的としています。

2. 公募・事業実施の流れ

	主 体	手 順
①	喜界町	本実施要領の定めるところにより、本事業による補助をうけようとする補助対象者を募集する。
②	研修希望者	個別の説明会を受けていただき、研修参加を希望する場合 <u>6.必要書類一覧</u> 、 <u>7.応募にあたっての留意点</u> を参考に書類を作成し、提出する。
③	喜界町 研修希望者	補助対象者の提出書類に不備がないことを確認後、面接を兼ねた選考会を行う。
④	喜界町	申請認可と認定証書の送付。
⑤	研修希望者	9月から1年間の研修開始。

3. 公募期間

令和8年4月1日(水曜日)～令和8年7月31日(金曜日)まで。

4. 募集人数

2名

5. 入所資格

- (1) 義務教育課程を修了していること。
- (2) 研修希望者は研修修了後引き続き3年以上本町にて農業に従事できること。
- (3) 研修開始時の年齢が、概ね44歳未満であること。ただし応募状況によっては「44歳未満」を「54歳未満」に読み替えることとする。
- (4) 健康であること。
- (5) 税金の滞納がないこと。また生活保護、求職者支援制度(失業手当等)など生活費を受給する事業と重複受給していないこと。
- (6) 研修中の事故に備えて、傷害保険等に加入すること。
- (7) 普通自動車免許(AT 限定不可)を取得済みであること。
- (8) 町内に住所を有すること。
- (9) 自己資金で300万円程度を確保できている者(要残高証明)

6. 必要書類一覧

必要書類	注意点
① 入所願書	(様式1)
② 身上調書	(様式2)
③ 健康診断書	指定の診断内容を診察できる病院にて行うこと。 (様式3)
④ 事故等責任確約書	(様式4)
⑤ 交付金返還確約書	(様式5)
⑥ 税金の滞納がないことを証明できる書類	お住まいの市町村役場で取得してください。
⑦ 傷害保険申込書の副本	事前に参加している方は副本を提出。未加入の方は研修時にはご自身で加入手続きをしていただきます。
⑧ 所有権移転確約書	研修後の自作農地について所有権を得て準備する見込みのある方。(様式6)
⑨ 利用権設定確約書	研修後の自作農地について貸借で準備する見込みのある方。(様式7)
⑩ 通帳の副本及び残高証明書	研修中及び就農時の必要車両・機械等の準備ができ、無収入期間中の生計維持ができる自己資金の確保。

7. 応募にあたっての留意点

- (1) 本事業の応募者として不適格、必要書類等について虚偽の記載、必須となっている添付書類の漏れ等不備があると認められた場合には、審査対象としません。このため、応募者は、6. 必要書類一覧を確認し、提出書類等に不備がないようにしてください。
- (2) 書類の作成及び提出に要する一切の費用は応募者の負担となります。
- (3) 必要書類⑥については、過去を含めて申し込み段階で税金の滞納がないことを証明できる書類を、各自治体で取得し提出してください。
- (4) 応募者は採択された場合、研修中に「青年等就農計画」の作成を行い、研修修了時は「認定新規就農者」の認定及び、喜界町の中核的農家を目指していただきます。
- (5) 選考委員会は、応募者に対して必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- (6) 提出された書類について、機密保持に努め、審査以外には使用いたしません。また提出された書類(電磁的記録媒体を含む)の返却はいたしません。

8. 提出方法

- (1) 喜界町営農支援センターに直接提出又は郵送してください。
- (2) 電子媒体を用いて提出を希望する場合は、下記の連絡先に様式を申請し、sangyo-g2@town.kikai.lg.jp までメールにて送付してください。

■提出・問い合わせ先

喜界町営農支援センター

〒891-6202 鹿児島県大島郡喜界町湾 1313 番地

電話番号 0997-65-0692(受付時間 平日 8:30~17:15)

E-MAIL sangyo-g2@town.kikai.lg.jp

9. 採択審査

審査方法

- (1) 本事業の採択審査は、選考委員会による応募者との面接を兼ねた選考会を行い、応募者の候補を選定します。
- (2) 応募者の希望数が予算の範囲を超えた場合は、(1)の確認及び評価を行った上で、選考会にて応募者の選定を行います。
- (3) 選考会の議事及び審査内容については非公開とし、応募者の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問を受け付けません。

1 審査基準

- (1) 喜界町農業後継者育成事業の趣旨及び目的を理解し、研修修了後に喜界町の中核的農家として活躍できる人材であるか。
- (2) 研修修了後に「認定新規就農者」として取り組む人材として適正であるか。

2 審査結果の通知等

応募者に対し、合否の結果を担当者より連絡します。また採択者には「事業の認定通知書」を送付します。

10. 研修場所

- (1) 「喜界町営農支援センター」にて行います。
- (2) その他町長が必要と認める場所にて研修を行う場合があります。

11. 研修期間

令和8年9月～令和9年8月の一年間とします。

12. 研修費用

研修費用については、原則無料とします。

ただし作業着等の研修時に必要な備品等については一部自己負担が発生します。

13. 研修内容

- (1) 基礎的な営農の学習。
- (2) 複式簿記及び青色申告の学習。
- (3) 栽培技術習得のために喜界町営農支援センター内のほ場にて実習(※(1)(2)(3)は別紙 1 喜界町営農支援センター研修カリキュラム参照)。
- (4) その他町長が必要と認める研修。

14. 研修期間中の休日

本研修期間中の休日について下記のとおりとします。

- (1) 土曜日及び日曜日。
- (2) 国民の休日に関する法律に規定する日。
- (3) その他町長が定める日。

15. 研修中の事故等

万が一研修中に事故等が発生した時の対応については下記のとおりとします。

- (1) 研修生自身のけが等については自己責任とし、ご自身で加入いただいた保険等にて対応となります。
- (2) 施設や重機の破損等については、基本的に町の負担にて対応します。ただし指導員の指導等を遵守せず、また研修生自身の故意による事故等についてはこの限りではありません。

16. 研修の休止及び再開

研修者本人または家族の、妊娠・出産やけが等に伴う事情により研修を休止する場合、以下の手続きにより、当該休止期間に相当する期間、研修期間を延長することができるものとします。なお、休止期間は原則最長1年間以内とします。

- (1) 研修休止届(様式8)を提出してください。
- (2) 研修休止期間中については、交付金の支給も停止となります。
- (3) 対象者は、研修の再開を希望する場合、研修再開届(様式9)を提出してください。

※喜界町では妊産婦検診の旅費助成や出産お祝い金の制度もありますので、役場ホームページをご参照ください。妊娠・出産時における助成制度等の詳細に関しては喜界町役場 保健福祉課(0997-65-3685)にお問い合わせください。

17. 交付金の支給

1 定額給付金

研修期間の1年間、月額 120,000 円を交付します。

2 研修成績交付金

- (1) 各自の研修成績に応じて追加の交付金を支給します。
- (2) 原則として研修修了後の支給になります。

18. 交付金の支給停止

以下の項目に抵触した場合、交付金の支給を停止する場合があります

- (1) 研修中に提出を求められる資料等の提出を怠ったとき。
- (2) 必要書類等の提出期限等を、正当な理由が無いにも関わらず守らなかったとき。
- (3) 指導員等からの指示等を遵守せず、期待する研修成績を著しく下回ったとき。
- (4) 研修を途中で辞退する時。
- (5) 町長が研修生として適当でないと認める時。

19. 交付金の返還

以下の項目に抵触した場合、支給した交付金の全額又は一部の返還を求める場合があります。

- (1) 研修修了後引き続き本町で 3 年以上、農業に従事しない時、又は就農状況が不適切と判断される時。
- (2) その他町長により返還が必要だと判断された時。

20. 研修の辞退

研修の開始前又は途中で辞退する際には、申請を行ってください。

- (1) 研修を途中で辞退する際には、研修辞退届(様式 10)を提出する。
- (2) 研修途中で辞退する場合、原則使用中のほ場やビニルハウス等は、研修前の状態に回復し返還してください。

21. 修了書の授与

1年間の研修修了後、喜界町役場にて修了証書を授与します。

22. 研修修了後の支援

研修修了後も営農支援を行っております。詳細は担当者にご確認ください。

- (1) 機械・施設については、国や県又は町の事業を活用した資金補助。
- (2) 資金補助事業等の仲介や申請時の手続き支援。
- (3) 町のビニルハウスを最大 3 年間利用可能。(施設使用料金が発生します)

- (4) 農地の確保については、喜界町農業委員会より情報提供と仲介。
- (5) 大型トラクター操縦時に必要な大型特殊免許(農作業限定)の免許取得の際に、係る費用の一部を町から支給。(鹿児島農業大学校にて約1週間の研修を受講し取得可能)
- (6) 園芸部門にて必要な資材購入に対して町から補助金を支給。
- (7) 関係機関から継続的に営農時のアドバイス。
- (8) 研修時に使用した重機や農機具の無償貸し出し。

23. その他

研修中に対象圃場以外で作物を生産した分については成績対象外となり、自身の名義で出荷することとなります。この場合、就農開始とみなしますので開業届の手続きを案内します。

(様式1)

		受 番	付 号	
入 所 願 書				
年 月 日				
喜界町長 殿				
申 込 者	本 籍			
	現 住 所			
	ふりがな 氏 名			印
	生年月日 年 月 日生			
保 証 人	住 所			
	ふりがな 氏 名			印
喜界町農業後継者育成事業による研修生として入所したいので関係書類を添えて 申し込みます。				

(様式3)

健康診断書

ふりがな氏名					年 月 日生
住所					
既往歴					
身長	体重		血圧	最高	最低
胸囲	背柱		尿	タン白 ()	糖 ()
視力				ツ反応	年 月 日陽転
色神				血沈	1 PH値 () 2 PH値 ()
眼疾				胸 部	
聴力					
耳疾					
鼻疾					
扁桃肥大					
皮膚疾患					
アレルギー反応					
運動障害等					
その他				腹部	
総合評価					
上記のとおり診断する。 年 月 日 病院等の名称 医師名 喜界町長 殿 印					

(様式4)

事 故 等 責 任 確 約 書

喜界町長 殿

私は、喜界町農業後継者育成事業実施要綱に基づく研修を行うにあたり、研修中における事故等について一切の責任を負うことを確約いたします。

年 月 日

住 所：

[入所希望者]氏 名：

(生年月日： 年 月 日： 印 歳)

(様式5)

交 付 金 支 給 停 止 ・ 返 還 確 約 書

喜界町長 殿

私は、研修（研修期間1年間）を行うにあたり、次のいずれかに該当するときは、研修の停止、研修の取消における交付金の支給停止、又は返還義務が生じても依存はないことを確約いたします。

- (1) 喜界町農業後継者育成事業実施要綱の規定及び関係法令に違反したとき。
- (2) 喜界町役場農業振興課職員その他関係機関職員の指導を遵守できないとき。
- (3) その他公益上必要と認めたとき。

年 月 日

住 所：

[入所希望者]氏 名：

(生年月日： 年 月 日： 印 歳)

(様式8)

研修休止届

年 月 日

喜界町長 殿

氏名 印

喜界町農業後継者育成事業にて行っている農業研修を休止したいので、休止届を提出します。

記

休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

・町長が必要とする書類

(様式9)

研修再開届

年 月 日

喜界町長 殿

氏名 印

喜界町農業後継者育成事業にて行っている農業研修を再開しますので、研修再開届を提出します。

記

休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
研修再開日	年 月 日
研修機関	
延長研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日

(様式10)

研 修 辞 退 届

年 月 日

喜界町長 殿

氏名 印

下記のとおり、喜界町農業後継者育成事業にて実施している農業研修を辞退したいので申請します。

記

研修を辞退する日	年 月 日
研修予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
研修を辞退する理由	
審査期日	※
審査結果	※

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。